

木津川市高速通信回線整備事業

プロポーザル評価基準書

京都府木津川市

令和4年7月25日

1. 本書について

本書は、木津川市が高速通信回線整備事業の事業者を選定するための方法を定めるものである。

2. 選定期間

通知日から令和4年8月26日（予定）のプレゼンテーション・ヒアリング終了まで

3. 選定方法

プロポーザル方式

採点方法は、除算方式(提案書評価点 ÷ 見積金額 \times 100,000,000)とし、評価点が最も高い点数がついた者を優先交渉権者とする。次点の者を次点交渉権者とする。

4. 價格・評価の配点

提案書評価点数 150 点(客観審査点 50 点・委員点 100 点)、

提案書評価点数の最低基準 75 点

5. 審査基準

(1) 提案書評価点数(150 点)

○提案書評価により求める。

提案書評価点数は、提案書より会社概要・導入実績・保守運用体制については事務局が予め設定した基準点に基づき採点する。提案コンセプト・サービス内容・地域住民加入促進・ユーザーサポート及びその他提案については各選定委員が判断し、予め設定した基準点及び下記表の評価基準に基づき採点する。その合算の平均値を評価する。

業者ごとに各委員のチェックシートの点数を集計し、下記計算式により求める。但し、委員が評価する一部の項目についてはそれごとに評価を予め設定し、基準点を基に算出する。

評価基準	基準点
満足	5
やや満足	4
普通	3
やや不満足	1
不満足／提案なし	0

【計算式】

① 項目ごとに各委員の評価点を算出する

委員の評価点 \times 重みづけ = 項目ごとの評価点

② ①で求めた項目ごとの各委員の評価点の平均値の合計値（小数点2桁以下四捨五入）を提案書評価点数とする

(2) 提案書評価点数の最も高い者が2者以上あるとき(同点のとき)の対応

入札者それぞれの提案書評価点数が同じ場合、委員長の評価が高い方を落札者とする。

(3) 審査で失格となる場合条件

・提案書評価点数が 75 点未満の場合。

・見積金額が提案上限額を超えている場合。

以上